

図表 1 緊急間伐5カ年対策の間伐面積

	2000～2004 年度	2000年度 実績	2001年度 実績	2002年度 実績	2003年度 予定
間伐面積	約150万ha	30万ha	30万ha	31万ha	30万ha

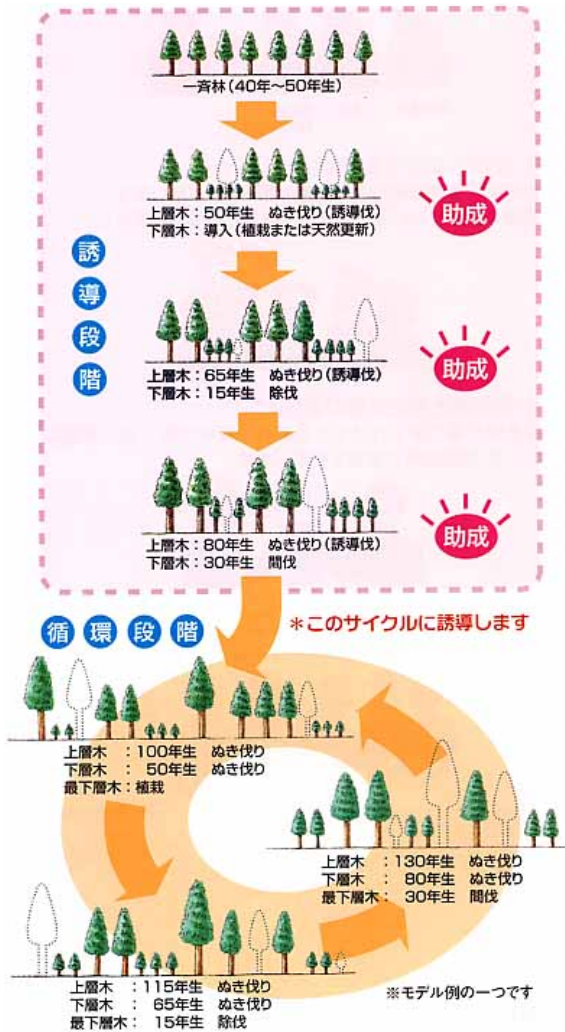
(出典) 林野庁ホームページより

- ・ 市町村長が市町村森林整備計画に定める標準的な林齢・方法に基づく間伐が行われない森林を「要間伐森林」として指定する制度により、間伐の適切な実施を図ることとしているが、指定された森林でも実施に至らない事例も多い。

施策 2-3：長期育成循環施業の実施

- ・ 長期育成循環施業とは、10～18 齢級（46～90 年生）の人工林を対象に、皆伐せず 15 年間程度の間隔で数回抜き伐り（誘導伐）と樹下植栽等（保育を含む）を実施することで、複層状態の森林に誘導する施業。
- ・ 長期育成循環施業の実施により、木材資源の循環利用や水源涵養・災害防止が可能な森林を長期的に造成。植林等の経費を分散でき、また森林の公的機能を維持できる利点がある。
- ・ 森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を公的主体が整備する場合にも助成が適用されるよう措置を実施。また広葉樹の育成を目的とする下層木植栽についての助成を拡大。

図表 2 長期育成循環施業のモデル例



(出典) 三重県ホームページ

図表 3 目指す森林のイメージ



(出典) 三重県ホームページ

- ・ 森林所有者が助成を受けるためには、長期育成循環施業団地の設定、長期的な施業計画の作成、市町村との協定締結の上、森林組合に施業を委託。標準経費の一定割合の補助がなされる（補助金額は施業の種類、現場条件、地域等により異なる）。

図表 4 長期育成循環施業によって得られる複層状態の森林の例



（出典）静岡県ホームページ

施策 2-4：公的な森林整備の拡充

- ・ 民有林は森林所有者等による森林整備を基本とするが、森林所有者などの自助努力では適切な森林整備が期待できない森林、過密化等により土砂の流出、崩壊等を発生させるおそれがある水土保持等の機能の低下した保安林等については治山事業による公的な森林整備を進めていく必要がある。
- ・ 緑資源機構は 2003 年 10 月に緑資源公団の業務を継承する独立行政法人として設立。森林所有者等による整備が困難な奥地水源地域を対象とした水源林の造成、森林整備や森林資源の利活用に資する基幹となる林道の開設、改良等を行っている。
- ・ 林業公社は、森林資源の造成や山村の振興等を目的に地方公共団体の出資により設立。自力での林業経営が難しい森林所有者と分収林契約を結び、造林をはじめとする森林整備を行い、これまでに公社が造成した分収林面積は 43 万 ha である。多くの法人が事業の実施に必要な資金を借入金に大きく依存しているが、公社の分収林のほとんどが間伐等が必要な段階で当面、まとまった伐採収入が見込めない中で債務残高が増加している状況である。

図表 16 分収林契約の仕組み



(出典) 長野林業公社ホームページ

施策 2-5：間伐対策の推進

- ・ 2004年3月に森林法が改正され、間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、健全な森林整備を推進するため、以下の措置を講ずる旨が記載された。
 - 森林所有者等が施業の勧告に応じない場合に、権利移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるよう措置
 - 権利移転等の協議を経て、都道府県知事の調停によっても応じない場合の措置である分収育林契約の締結に係る裁定制度の発動要件を緩和
- ・ 緊急間伐5カ年対策の推進 → 施策 2-2 参照

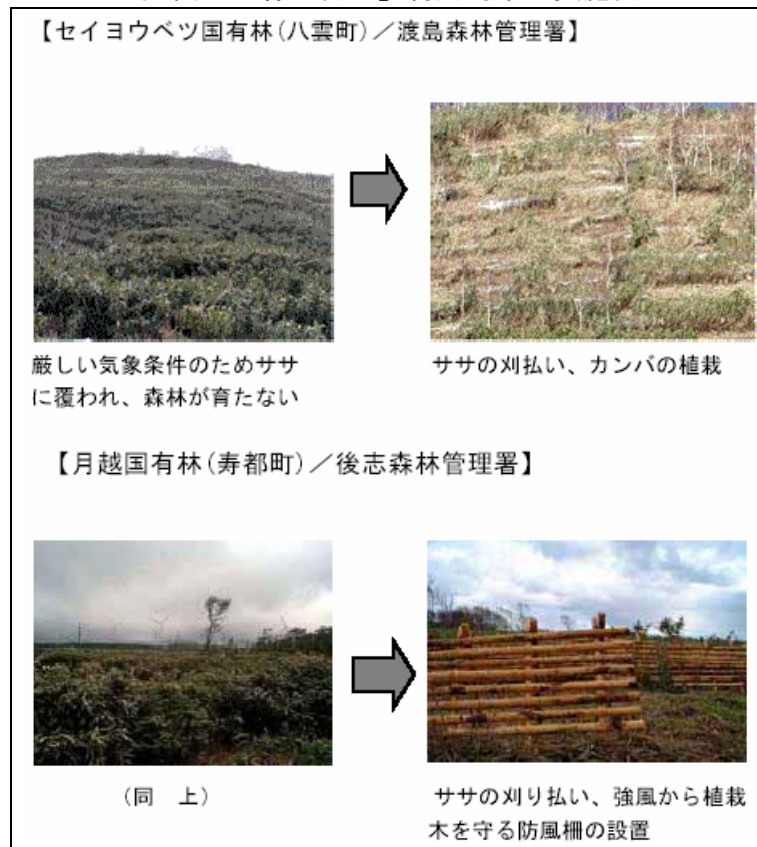
施策 2-6：複層林の誘導伐の促進

- ・ (施策 2-3 参照)

施策 2-7：「緑の再生」特別対策等の実施

- ・ 地域の生物多様性の向上や CO2 吸収源対策のため、被害を受けた森林、施業が放棄されている都市近郊林や里山林、疎林、笹生地など機能が著しく低下している森林（国有林、民有林）について、地域固有の多様で豊かな自然林等を再生・創出する緑の再生を実施（2002 年度～）。

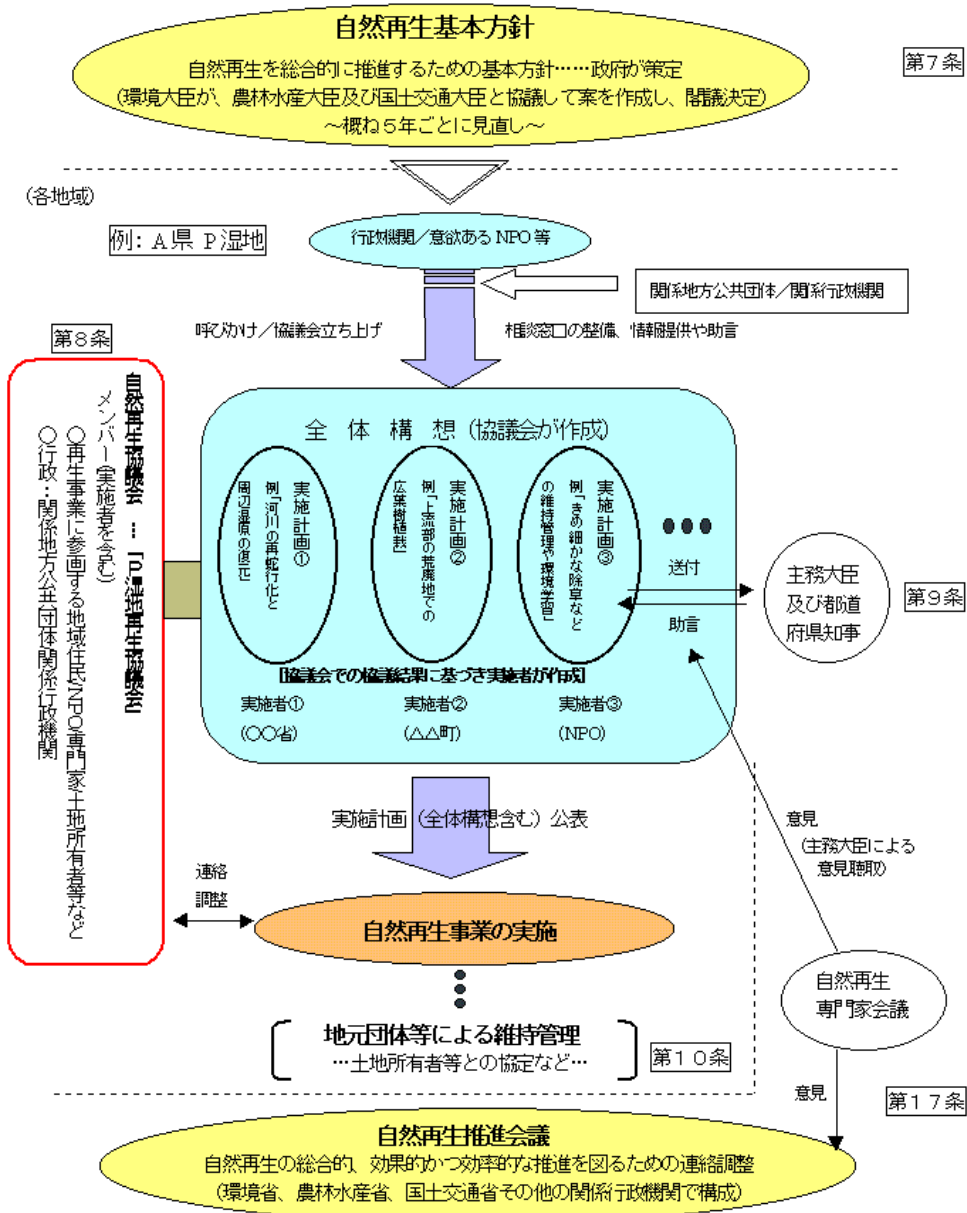
図表 5 「緑の再生」特別対策の実施例



(出典) 北海道森林管理局函館分局資料

- ・ 台風被害跡地の更新、不良箇所を早期解消、溪流後背地の治山事業による復旧と緑化、松くい虫被害木除去、海岸林の再生事業等を実施。
- ・ 自然再生推進法（2003 年 1 月施行）を踏まえ、関係機関との連帯強化を図りつつ、地域固有の森林の再生を実施。
- ・ 自然再生推進法の趣旨を踏まえ、地域住民、NPO 等のより広範な関係者の参画を得た自然再生事業が目標。

図表 6 自然再生推進法の仕組み



(出典) 環境省ホームページ

- 各地方自治体がボランティアで植林を行うフォレスターを募集し、多くの市民が参加している。このボランティアは都市生活者からの需要が大きい。

3. 保安林等の適切な管理・保全等の推進

対 策	施 策
○保安林等の適切な管理・保全等の推進	3-1：保安林指定の計画的な推進 3-2：治山対策の推進 3-3：病虫害等被害の防止 3-4：機能低下保安林緊急整備対策の推進 3-5：山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化

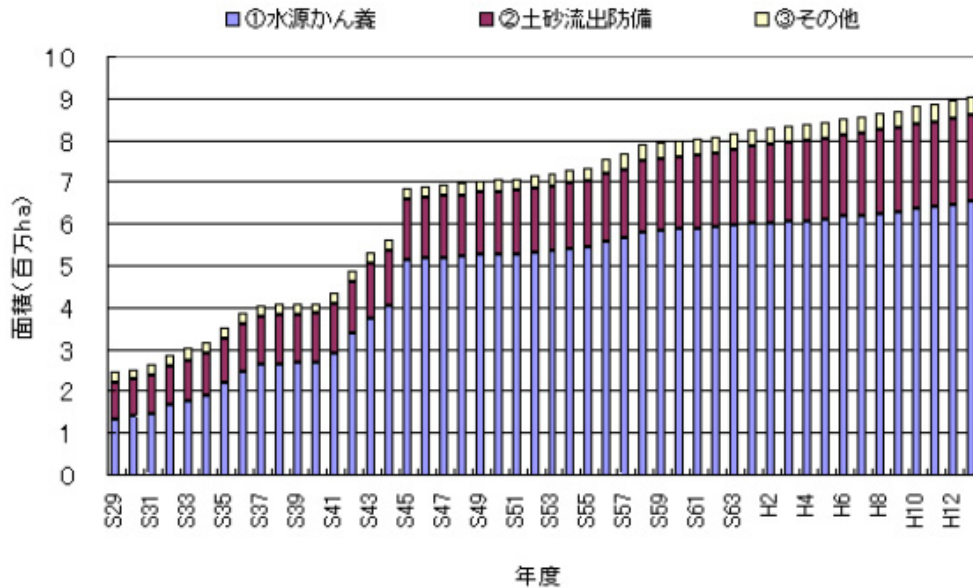
施策 3-1：保安林指定の計画的な推進

(1) 保安林

- ・ 森林のもつ多面的機能のうち、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能の発揮が特に求められる森林は農林水産大臣や都道府県知事により保安林に指定され、伐採や開発行為の規制等によりその機能の確保が図られている。保安林制度は1897年の森林法制定から始まる。
- ・ 現在は第5期保安林整備計画(1994～2003年度)に基づき、保安林の指定を計画的に推進。
- ・ 2001年10月に策定された森林・林業基本計画においては、森林の保全の確保のため、1) 保安林の指定の計画的推進 2) 保安林の指定施業要件の見直しを行うこととした。そのため、218流域全ての第5期保安林整備計画を一斉に変更し、保安林の指定計画を見直すとともに、保安林における森林施業の方法等を見直した。2002年保安林の延べ指定面積の目標についても、911万haから1006万haへと変更した。
- ・ 2002年度末時点での保安林の延べ指定面積は984.2万ha。
- ・ 2004年3月に森林法が改正され、保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講じることにより、保安林の一層の機能維持を図るため、以下の措置を講じる旨が記された。
 - 機能が低下した保安林を特定保安林として指定。
 - 特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示。
 - 要整備森林に係る施業の勧告、権利移転等についての協議の勧告。
 - 上記のこれまで保安林整備臨時措置法において講じられていた措置の

ほか、③の勧告によっても施業が行わず、保安施設事業を行う場合の実施手続の簡素化を措置。

図表 7 保安林面積の推移



(出典) 林野庁ホームページ

図表 8 保安林の種類別面積

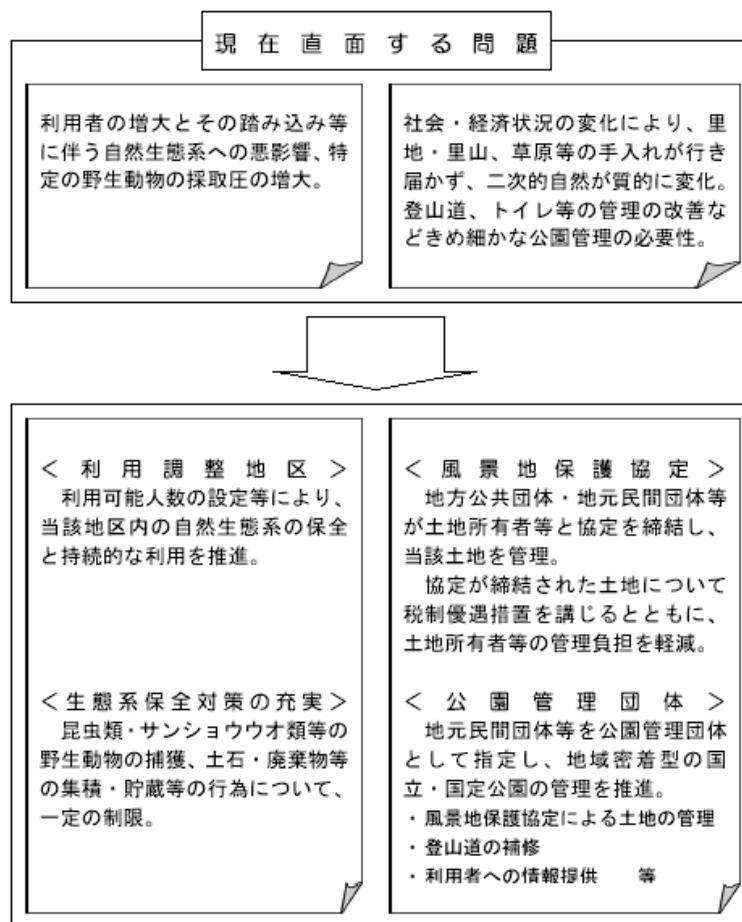
	合計	国有林	民有林
水源かん養保安林	6,660	3,498	3,162
土砂流出防備保安林	2,150	797	1,353
土砂崩壊防備保安林	54	18	36
飛砂防備保安林	16	4	12
防風保安林	56	23	33
水害防備保安林	1	0	1
潮害防備保安林	13	5	8
干害防備保安林	90	37	53
防雪保安林	0	0	0
防霧保安林	59	9	50
なだれ防止保安林	20	5	15
落石防止保安林	2	0	2
防火保安林	0	0	0
魚つき保安林	31	8	23
航行目標保安林	1	1	0
保健保安林	663	336	327
風致保安林	27	13	14
合計	9,842	4,752	5,090
(実面積)	9,201	4,437	4,764

(出典) 林野庁ホームページ

(2) 自然公園

- ・ 自然公園（国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園）においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。しかし近年、原生的自然環境を持つ地域における利用者の増加、特定の野生動物に対する捕獲圧の増加、廃棄物の集積等による自然生態系への悪影響が見られている。また、自然公園内の里地・里山や二次草原といった良好な自然の風景地が、社会・経済状況の変化により手入れが行き届かなくなる地域が増加しており、荒廃が進んでいる。そのため、中央環境審議会自然環境部会による「自然公園の今後のあり方について」中間答申（2002年1月）等を経て、自然公園法が改正された（2003年4月施行）。

図表 9 自然公園法改正の概要



（出典）環境省資料

- ・ 環境省においては、自然公園を始めとして自然環境の保全上重要な保護地域等の森林について、法令等による伐採規制の実施などを通じ、生態系の保全に配慮しつつ森林の保全を実施。

- ・ 環境省においては、自然公園核心地域総合整備事業（緑のダイヤモンド計画）として、自然公園の核心地域の自然保全や復元、快適な利用のための整備を実施（1995年度～）。
 - 自然環境保全修復事業：
 - 植生復元事業、景観維持事業、土砂除去事業等
 - 自然体験フィールド整備事業：
 - 自然学習、自然体験のできるフィールドの整備
 - 利用拠点整備事業：
 - オリエンテーション及び利用者指導、保全活動、施設整備等
 - 利用誘導拠点整備事業：
 - 情報提供及び利用ルール指導のための拠点整備

図表 10 自然公園核心地域総合整備事業 実施地域

● 上高地地域（中部山岳国立公園）
● 市ノ瀬地域（白山国立公園）
● 奥日光地域（日光国立公園）
● 十和田湖奥入瀬地域（十和田八幡平国立公園）
● 立山地域（中部山岳国立公園）
● 雲仙地域（雲仙天草国立公園）
● 裏磐梯地域（磐梯朝日国立公園）
● 八幡平地域（十和田八幡平国立公園）
● 支笏湖地域（支笏洞爺国立公園）

（出典）環境省資料

- ・ 環境省においては、自然公園利用拠点新活性化事業として、自然公園の核心地域等を有する集団施設地区およびその周辺地域で、自然環境保全とともに、施設の整備を実施（2001年度～）。
 - 自然環境保全再生施設：
 - 植生復元等の自然環境保全を含む自然公園施設
 - 地域拠点環境再生施設：
 - ①自然環境形成施設 植樹や森林保全等によって利用拠点内の自然を確保する自然公園施設
 - ②小動物生息地再生施設 空き地、水辺、水路等に小動物の生息環境を整備する自然公園施設

- 利用再生施設：
 - ビジターセンターをはじめとする自然公園施設
- 利用誘導、適正化施設：
 - マイカー規制等の利用誘導に必要な施設、区域外を経て複数の利用拠点をつなぐ歩道等の施設

図表 11 自然公園利用拠点新活性化事業 実施地域

- 日光国立公園（那須・塩原地域）
- 中部山岳国立公園（乗鞍高原地域）
- 支笏洞爺国立公園（洞爺湖地域）
- 西海国立公園（九十九島地域）

（出典）環境省資料

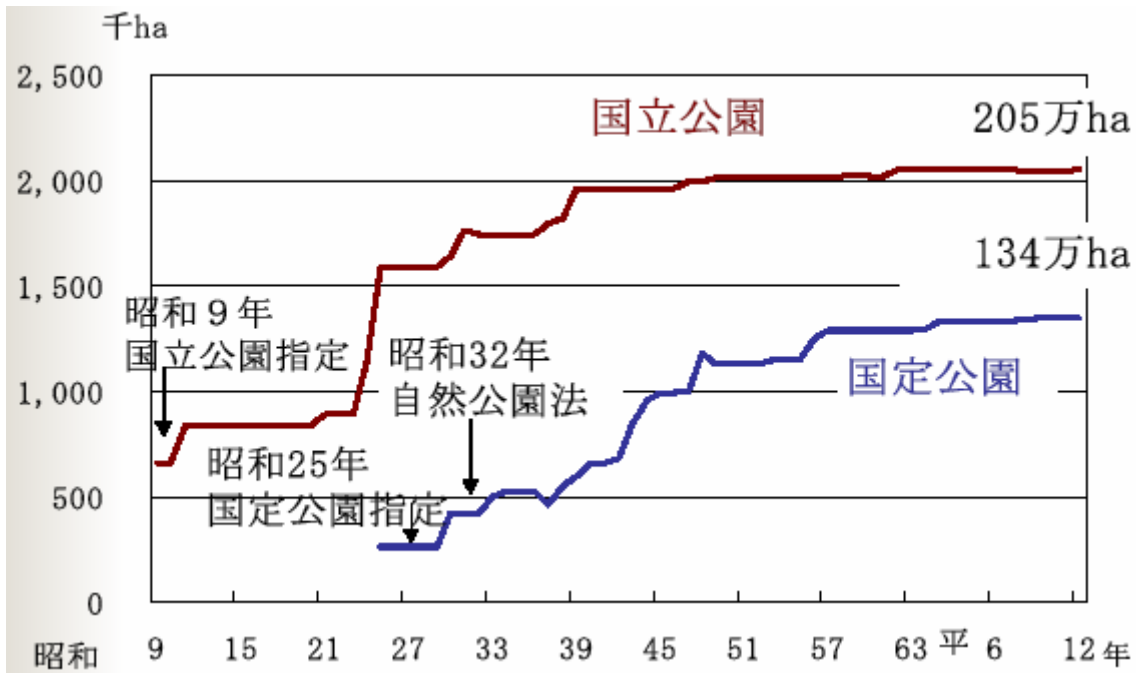
- ・ 環境省においては、自然公園において、利用集中特定山岳地域登山道整備事業として、都道府県または市町村を事業主体とした登山道の整備を実施（2001年度～）。

図表 12 利用集中特定山岳地域登山道整備事業 対象地域

事業名	都道府県名	事業主体	
		都道府県	市町村
蔵王山地域登山歩道整備事業	宮城県	○	
鳥海山地域登山歩道整備事業	秋田県	○	
月山地蔵	山形県	○	
朝日岳地域登山歩道整備事業	山形県	○	
蔵王山地域登山歩道整備事業	山形県	○	
鳥海山地域登山歩道整備事業	山形県	○	
吾妻山地域登山歩道整備事業	山形県	○	
安達太良山地域登山歩道整備	福島県	○	
飯豊山地域登山歩道整備事業	福島県		○
四阿山地域登山歩道整備事業	群馬県	○	
赤城山地域登山歩道整備事業	群馬県	○	
丹沢山地域登山歩道整備事業	神奈川県	○	
立山地蔵	富山県	○	
白山地蔵	福井県	○	
霧ヶ峰地域登山歩道整備事業	長野県		○
木曾駒ヶ岳地域登山歩道整備	長野県		○
雨飾山地域登山歩道整備事業	長野県		○
空木岳地域登山歩道整備事業	長野県		○
大山地蔵	鳥取県	○	
剣山地蔵	徳島県	○	
宮之浦岳地域登山歩道整備	鹿児島県	○	
事業主体別箇所数		16	5

（出典）環境省資料

図表 13 国立公園および国定公園の面積

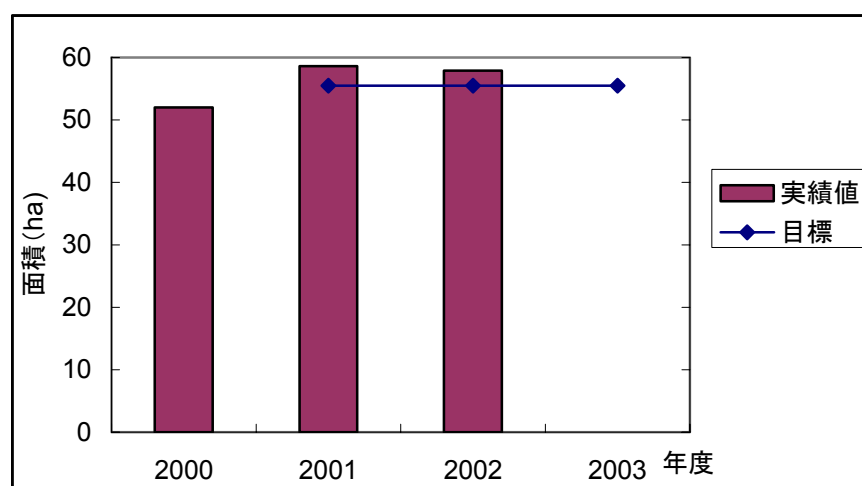


(出典) 環境省資料

施策 3-2：治山対策の推進

- ・ 治山事業は山地災害から国民の姓名・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ることを目的とし、荒廃地等を対象に以下の整備を実施。
 - 植栽、間伐（本数調整伐）等の森林整備
 - 森林の育成基盤である森林土壌の崩壊、流出を防止するための土留、堰堤などの施設の整備
- ・ 森林の重視すべき機能区分（水土保持、森林と人との共生）に対応した事業体系への見直しを実施。木材など現地で採取可能な資材を活用した簡易かつ効率的な工法等により、奥地水源地域の後背地等の復旧整備を重点的に行うなど、引き続き、治山事業を計画的に推進。
- ・ 農林水産省では政策評価において、「山地災害から保全される森林の面積」を2001～2003年度にかけて166千ha、単年度では55.5千ha確保することを目標としている。この目標は全国森林計画（計画期間1997～2011年度）における計画量（保安林の整備（594.1千ha）、保全施設（384.4百箇所）等）に基づき設定。
- ・ 2002年度に治山事業の実施により山地災害から保全される森林の面積は、57.9千ha（見込み、目標値55.5千ha）であり、達成率104%。

図表 19 山地災害から保全される森林面積

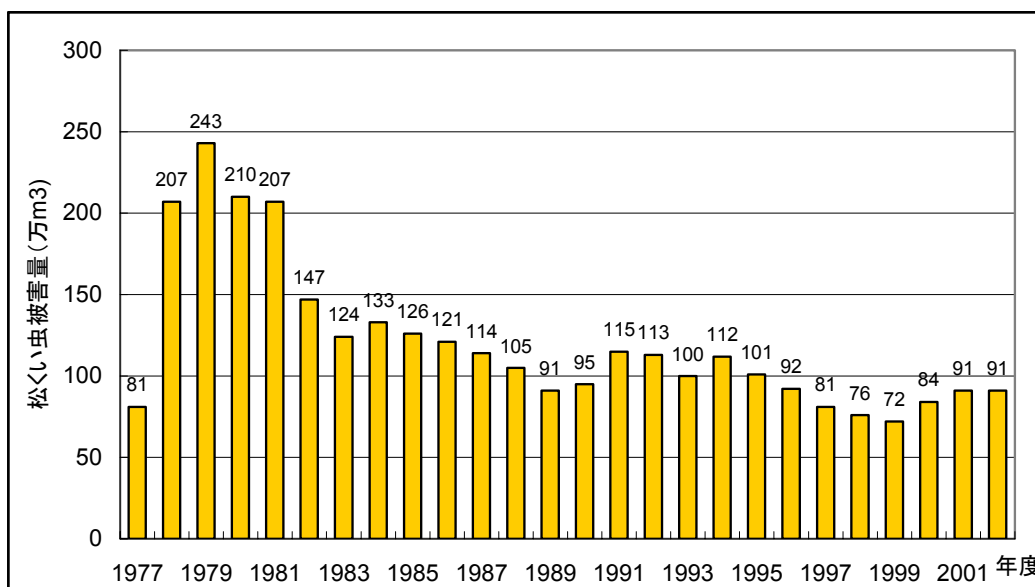


（出典）林野庁資料

施策 3-3：病虫害等被害の防止

- ・ 松くい虫の被害区域は全国各地に及んでおり、現在は北海道と青森県を除く全国で被害が報告されている。松くい虫による被害材積は 1979 年度の 243m³ をピークに 2002 年度にはピーク時の 1 / 3 程度にまで減少している。
- ・ 近年、全国的被害は横這いで推移しているものの、東北地域では全国の被害量の 2 割を占めるまでに被害が急増している。要因は、被害が発生していなかった地域に新たに被害が拡大したこととされる。このため、被害先端地域である東北地域の被害状況の監視を強化すると同時に、的確な防除の実施や地域住民の参加による防除体制整備等の総合的な対策の実施が重要。

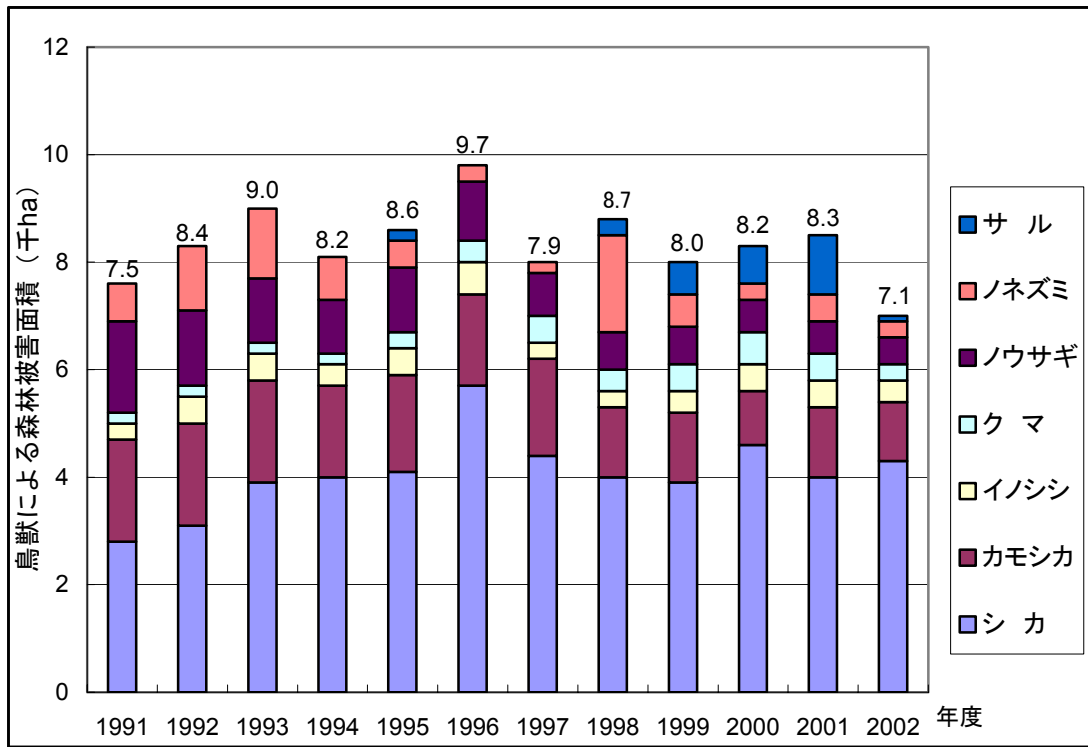
図表 14 松くい虫 被害量の推移



(出典) 林野庁ホームページ

- ・ 2002 年度の鳥獣による森林被害は約 7.1 千 ha であり、前年より 2 割減少したものの、依然として深刻な状況になっている。主な害獣はニホンジカであり、ニホンジカによる被害は全体の 6 割にのぼる。このような野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や被害の監視、捕獲の実施、野生生物の生息地となる広葉樹林の造成といった対策を総合的に実施している。

図表 15 鳥獣による森林被害面積の推移



(出典) 林野庁ホームページ

施策 3-4：機能低下保安林緊急整備対策の推進

- ・ 特定保安林制度によって指定された「要整備森林」は主として疎林、粗悪林が対象となっており、間伐等が適正に実施されていない過密林を含む機能低下保安林は相当量あると見込まれている。そのため、林野庁「保安林整備等のあり方に関する検討会」において、機能を回復を図るための措置を恒久的な制度として講じていくことが必要とされ（2003年12月報告）、森林法の一部が改正された（2004年4月施行）。
- ・ 機能低下保安林においては、森林法施行令の改正により（2004年3月）、整備を行うために開設する林道に対し、通常の林道よりも高率の補助率を適用。

図表 16 森林法改正内容の概要（特定保安林制度の恒久化に関する部分）

保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講じることにより、保安林の一層の機能維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- ①機能が低下した保安林を特定保安林として指定
- ②特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示
- ③要整備森林に係る施業の勧告、権利移転等についての協議の勧告
- ④上記のこれまで保安林整備臨時措置法において講じられていた措置のほか、③の勧告によっても施業が行われず、保安施設事業を行う場合の実施手続の簡素化を措置

（出典）林野庁資料

図表 17 機能低下保安林に対する対策例



（対策前）

（対策後）

（出典）林野庁ホームページ

施策 3-5：山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化

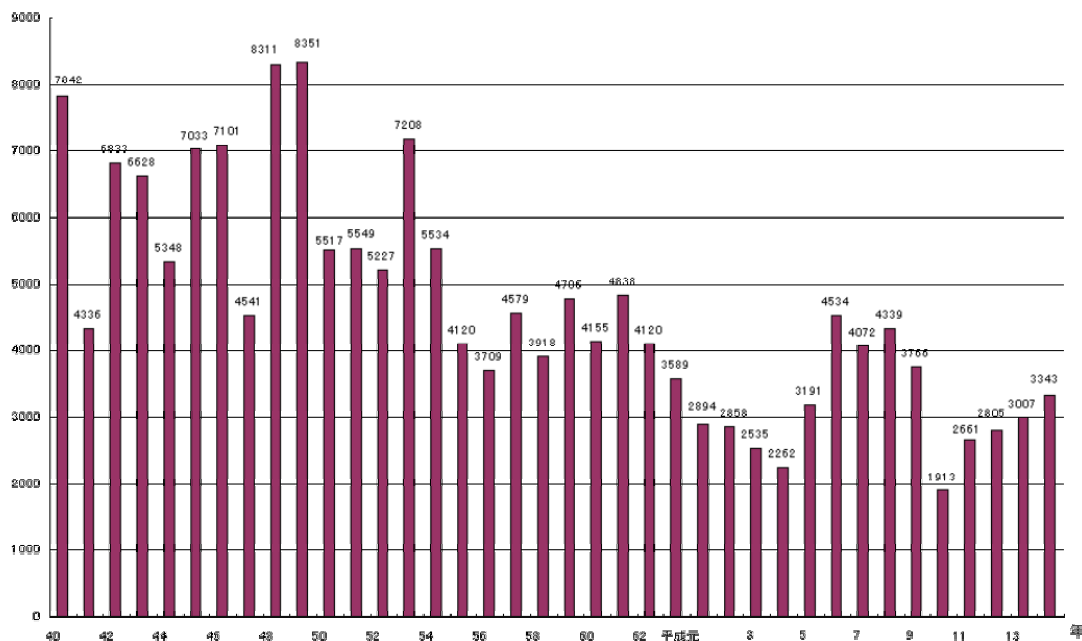
- ・ 近年、林野火災発生は面積、件数ともに増加傾向にある。1998年から2002年までの年平均は、出火件数2,746件、焼損面積1,536ha、損害額858百万円となっている。出火原因はたき火やたばこの火によるものが4割を占め、不用意な火の取り扱いによるものが多い。
- ・ 災害の発生源、被災想定区域、治山施設の整備状況等を電子化し、利活用を高度化する山村等防災情報強化対策を実施。防災情報の整備は十分でなく、情報整備の継続が課題。

図表 18 林野火災の発生状況

	1998	1999	2000	2001	2002	平均
出火件数（件）	1,913	2,661	2,805	3,007	3,343	2,746
焼損面積（ha）	808	1,099	1,455	1,773	2,634	1,536
損害額（百万円）	493	521	709	1,120	1,447	858

（出典）林野庁資料より作成

図表 19 1965年以降の林野火災発生件数の推移



（出典）林野庁ホームページ